

議 事 録

令和３年６月２９日（火）午後２時から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において６月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第１８号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	原案どおり可決
第１９号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第２０号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第２１号議案	現況証明について	〃
第２２号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第２０号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第２１号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第２２号報告	農地法施行規則第５３条第１１号の規定による転用の事業計画の確認について
第２３号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第２４号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の取消しの確認について
第２５号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第２６号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第２７号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

３ その他

○出席委員 23名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	(参与)
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	(参与)
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	(参与)
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 1名

10番 前川 秀人

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	南	京	良	幸
局次長	南		寿	佳
課長補佐	東	野	尚	樹
主幹	松	本	光	司
副主幹	三	木	真	人
主査	岡	本	恵利	佳
主事	前	田	大	貴

開 会 午後 2 時 0 0 分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6 番
武澤会長)

それでは、ただ今から 6 月の定例会を開催いたします。
なお、前川秀人委員より欠席の連絡を受けております。
議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 5 番 小寺委員、7 番 加藤委員、ご両名よろしくお願いします。
それでは、議事に入ります。
第 18 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 18 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 18 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 19 号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 19 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

5 番 小寺委員	市外の方が農地を取得する場合の「周辺地域への配慮に関する同意書」や、買受適格証明願に係る「耕作証明書」に農業委員が同意印を押すことになっているが、申請者の情報が何もない中で、何をみて判断し、同意印を押せばいいのか分からない。また、この同意書と証明書に「地区農業委員」と記載があるが、現在は地区代表ではないため、改めた方がよいのではないか。
事務局	申請者の水稻細目書を添付するなど、委員が同意印を押す上で判断し易くなるよう対応を検討します。また、「地区農業委員」との記載については、ご指摘のとおり現在は1区から7区割の区割りとなっているので、「地区」を「区」と様式を改めるようにします。
3 番 伊藤義明委員	1 番の譲受人は住所が永平寺町だが、永平寺町で耕作証明書を取得して来る必要があるのか。
事務局	1 番の譲受人は、住所は永平寺町ですが、福井市内に 3,000 m ² 以上経営面積があるため永平寺町で耕作証明書を取得する必要はありません。福井市内に経営面積がない場合には、農業経営をしている他市町で耕作証明書を取得することになっています。
5 番 小寺委員	もう一ついいですか。同意印をもらいに来るときに、譲受人本人でなく、代理人が来るときがある。代理人から電話がかかってくると、申請者が誰のことか全然分からない。代理人が来るときなどは、代理人が来る旨連絡がほしいし、申請者の農業経営について確認しやすいようにしてほしい。
議 長	要望ですので、事務局は対応してください。 ほかにご意見、ご質疑はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第19号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第20号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(第20号議案 説明)

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 池田委員から報告をお願いします。

第20号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、6月18日（火）、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員4名と事務局3名の計9名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。以上でございます。

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第20号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第２０号議案中、２番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、１番の案件については、開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第２１号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(第 21 号議案 説明)

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 池田委員から報告をお願いします。

第21号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は6月18日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員8名、事務局3名の合計13名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 2 1 号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 2 2 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第 2 2 号議案 説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本 会長職務代理者から報告をお願いします。
2 2 番 山本 会長 職務代理者	第 2 2 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は 6 月 1 8 日、私と池田敏雄委員、地区担当委員 8 名、事務局 3 名の合計 1 3 名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、回答案のとおり回答することが適当と思われまふ。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。
3 番 伊藤義明委員	例えば 5 番の案件のように、田を無断転用して資材置場にしている場合でも、「原状回復命令を行わない」と回答してきた事例は今までも何件もあるが、何か措置を取ることはできないものか。2 0 年経過すればもういいよ、とするのではなく、そういう事例が過去にあった人には許可を出さないようにするとか。
事務局	資材置場につきましては、現況証明では農業委員会では証明は出しませんと回答しますが、申請者が直接法務局へ行き地目変更したいという場合には、法務局から農業委員会へ照会が来て、農業委員会は回答せざるを得ません。農業委員会は、あくまで法務局に対して、現地が「農地ではない」と回答しているまでです。また、原状回復命令を行うかどうかについての回答項目も

あるが、農地に戻すというとなると、資金もかかるので原状回復命令までは行っていません。

3 番
伊藤義明委員

第18号議案の1番の譲受人は、建設業を営んでおり、田を違反転用して土場になっている所がある。違反転用をしている人は、また農地を買って、同じことをすると思う。そういう人に対して、許可を出していいものかどうか、皆さんに考えてもらいたい。農業委員会が軽いものと見られ、申請が来たものに対して許可を出しているだけでは、何のために審議しているのかと自分は思っているので、何か網をかけられるような方策はないものか。

1 3 番
池田委員

農地パトロールをしていて、工事現場や資材置場を目にしても、そこが正規の手続きを経ているかどうか分からないので、標識を建てるなど今後の課題として何か工夫があるとよい。

事務局長

今後、委員さん方に利用状況調査による農地パトロールをお願いすることとなるが、パトロール中に田の埋め立てをしているなど、気になること情報があったら、事務局にご連絡いただきたい。早期に対応していくということが大事だと思う。事務局へご連絡いただければ一緒に対応させていただく。

議 長

5番の土地には元々、酒生農協のときにライスセンターがあったが、酒生農協が福井市農協に合併となり、ライスセンターが廃止となった。倉庫は地元払い下げした。そこへちょうどリース会社が倉庫を貸してくれと来たので貸した。ところがずっと登記は変更していなかったという経緯がある。

また、第18号議案の1番については、譲渡人の負債が大きく、債権者が田を適当な価格で買ってほしいとの希望があったため、希望価格で買ってもらえる1番の譲受人に売ることとなった。1番の譲受人は建設業を営んでいるため、買った田を転用する可能性はあるが、泉田町には泉田遺跡があり、文化庁の指定を受けているので、泉田町ではおそらく砂利採取や倉庫を建てるという転用はできず、3年3作以上は営農するものと考えられる。

1 5 番
浅川委員

事務局に確認ですが、法務局照会というのは、農業委員会が認めたものについては、法務局照会はないはずです。本来の順番でいくと、農業委員会が許可したのに関して、法務局が登記をする。農業委員会の許可証がないから、許可はどうなっていますか、と法務局から照会が来るものだと思っています。だとすると、先ほどの説明には矛盾が生じる。「法務局からの照会だから許可します」というのはおかしい。これについては、考えを改めていただきたい。

それからもう一つ、私が3年ほど前に鷹巣に現地調査に行った案件で、現場が資材置場になっていた所があった。許可を受けたいのであれば、一時的にでも資材を動かして、農地の状態で申請をしていただきたい。許可を受けた後なら、資材置場にしていただければ結構、という話を事務局とした。法

務局照会についても、同じことが言えると思う。農業委員会は原状回復命令をすべきだと思う。命令した後、資材置場を移動して、なおかつ転用の申請が出てきたら、転用許可の承諾をしてから資材置場にしていいただければいいのではないかと思う。

事務局

法務局照会の回答には原状回復命令を行うかどうかという項目もあるが、ケースごとに判断して回答していくこととしたい。

議長

浅川委員の言うことは、その通りだと思う。ところが、ケースバイケースということもある。

15番
浅川委員

5年前に、菖蒲谷で農地転用の許可を受けることなく、太陽光発電設備を設置した行為に対して、農業委員会は原状回復命令を出したが、地元から行政指導の撤回を求められ、裁判所に調停の申し立てが行われた。農業委員会は、今後のいかなる事例にも先例とならないことを前提とし、しぶしぶ調停を受け入れた。ところが、この条件を破ることになるのではないかと私は危惧している。

現況証明や、法務局照会の申請者が、始末書を書いて謝ってくるなど、善良な態度が見られれば、何も文句は言わない。当たり前のように現況証明や、法務局照会を出して「農業委員会関係ない」という態度を取られるなら、農業委員会の必要性がないので、自分は辞任させていただく。

16番
鈴木委員

20年経っている許可を得ていない転用を、なし崩し的に認めていくのを阻止する仕組みを考えていただきたい。

議長

都市計画法が施行され、農業振興地域と市街化区域との線引きが明確にされたり、建築基準法の改正によって、地目が農地のままでは確認が下りないようになったりして、色々と制約を受けるようになった。今の法律の中では許可することができないものもでてきた。困るのは、農地を持っている農民の方。家の建て替えができない農家も出てきた。それを救うために現況証明の制度を作った。農業委員会は農民のため、農家を守るためにある。ケースバイケースで対応しなければならないときもある。

他にございませんか。

20番
衣目川委員

伊藤委員、浅川委員の質問は良い質問だったと思うが、今すぐここで結論を出すのは難しい。事務局には、来月研修会があるので、それまでに研究して、研修会の場で発表していただきたい。

議長

良い提言をありがとうございます。事務局は色んな角度から研究してください。他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第２２号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

１５番
浅川委員

５番以外は認めますが、５番は認めません。

３番
伊藤義明委員

５番はこれだけ議論して難しい問題だが、農協の始末をきちんとしてくれている事情もあるので、認めたらどうか。法務局へ回答もしないといけない。

１５番
浅川委員

５番を認めないと言ったのは個人の意見です。この委員会は多数決で決まるはずなので、多数決を取っていただければ、この委員会としての判断になると思います。私は、多数決に委ねます。

議 長

それではお諮りします。第２２号議案中、５番を除いては、皆さん賛成でよろしいですか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、５番を回答することに、異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手：１５番 浅川委員、１６番 鈴木委員)

議 長

異議のある方が２名。意義のない方多数ですので、異議なしとの回答とさせていただきます。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第２０号報告 ないし 第２７号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第２０号報告ないし第２７号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者よりお願いします。

22番
山本 会長
職務代理者

本日の定例会は第18号議案から第22号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第20号報告から第27号報告まで全て承認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、6月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後4時00分